

食安発 0607 第 7 号
平成 24 年 6 月 7 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

クドアを原因とする食中毒の発生防止について

Kudoa septempunctata（以下「クドア」という。）を病因物質とする食中毒への対応については、平成 23 年 6 月 17 日付け食安発 0617 第 3 号「生食用生鮮食品による原因物質不明有症事例への対応について」等をもって通知したところです。

その後明らかとなった厚生労働科学研究結果や、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会審議結果及び食中毒事件の対応状況を踏まえ、さらに、下記のとおり取り扱うこととしたので対応に遺漏無きようお願いします。

なお、あわせて関係事業者等に対し、クドアを原因とする食中毒の発生防止に努めるよう指導、情報提供等特段の対応をお願いします。

記

1. クドアが検出された生食用生鮮ヒラメについて

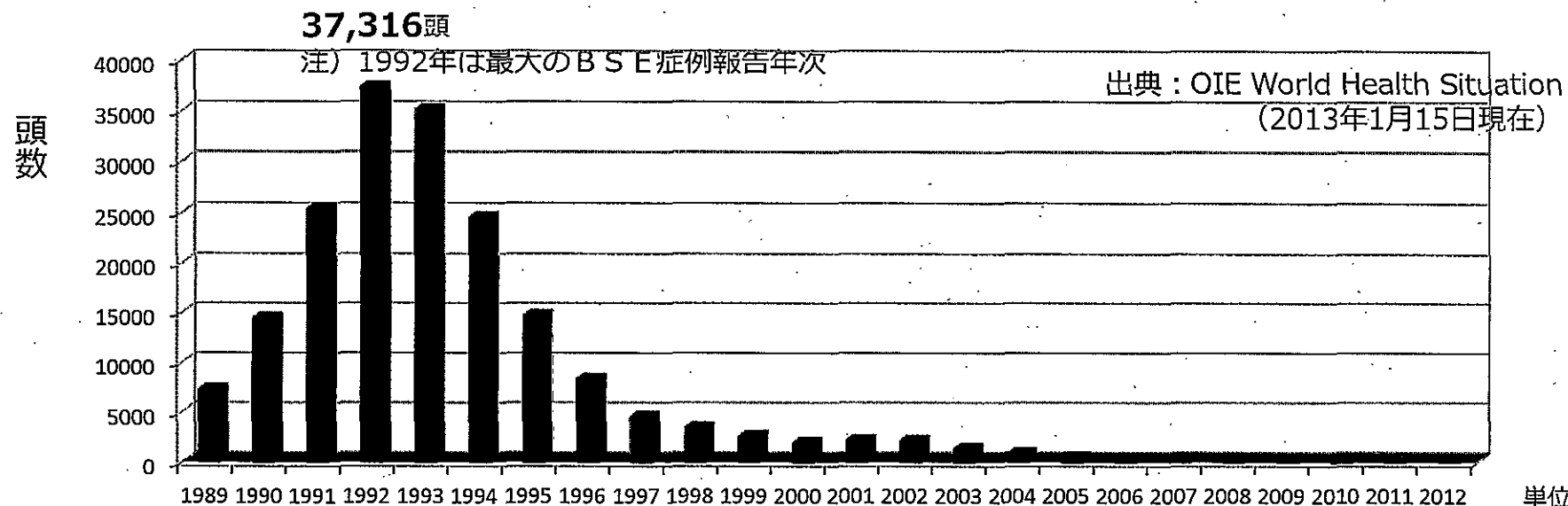
平成 23 年 7 月 11 日付け食安監発 0711 第 1 号「*Kudoa septempunctata* の検査法について（暫定版）」により検査を実施し、筋肉 1 グラムあたりのクドアの孢子数が 1.0×10^6 個を超えることが確認された場合、食品衛生法第 6 条に違反するものとして取り扱うこと。

その際には、原因究明、再発防止に必要な生産履歴等の調査を十分に行うこと。

2. 食中毒発生時の行政処分について

病因物質がクドアであることが判明した場合は、当該ヒラメを廃棄等することにより食中毒の拡大・再発防止が可能であるため、他に改善すべき内容がない場合には、営業禁止及び停止の期間の設定は不要であること。

■ 世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	12	190,634
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	9	5,954
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(1,021)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(88)
(デンマーク)	(2)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(16)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	1	184,619
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3
カナダ	0	0	0	2(注1)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	20(注2)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。

■ BSE対策の経緯

	国 内			輸 入	
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ
H 8. 3 H12. 12					英国産:禁止 EU産:禁止
H13. 9 H13. 10	国内で1頭目のBSE感染牛確認				
H14. 6 H15. 5 H15. 12 H16. 2	全頭検査	・肉骨粉飼料完全禁止 ・牛海綿状脳症対策特別措置法の公布 ・せき柱も使用禁止		カナダ産:禁止 米国産:禁止	
H17. 8 H17. 12 H21. 4 H21. 5	21か月齢以上		・ピッシング禁止 ・OIE総会で「管理されたリスクの国」と認定	20か月齢以下 輸入再開 ※H18.1~7 混載事例発生のため米国産の輸入手続停止	
H25. 2		30か月齢超のせき柱使用禁止		30か月齢以下	フランス(30か月齢以下)、オランダ(12か月齢以下)輸入再開
H25. 4	30か月齢超				

BSE対策の見直しについて

BSE対策を開始してから、10年以上が経過し、国内外のリスクが低下したことから、平成23年12月に、厚生労働省から食品安全委員会に評価を依頼し、平成24年10月に一次答申(BSE検査対象月齢の30か月齢への引き上げ等)が出され、本年2月1日、関係省令、告示、通知を改正した。

(参考) 食品安全委員会への諮問、一次答申等の概要

1. 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

2. 輸入措置(米国、カナダ、フランス、オランダ)

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

3. 国際的な基準を踏まえ、さらに月齢の規制閾値(30か月齢)を引き上げた場合のリスクを評価。

⇒ 上記1. 及び2. について、
「リスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」との評価結果(一次答申)。

⇒ 上記3. については、現在、二次答申に向けて審議中。

輸入措置の見直し内容

従前(1/31まで)

食安委の一次答申
(24年10月)

食安委の二次答申
(未定)

<月齢制限>

<アメリカ、カナダ>
20か月齢以下

フランス、オランダは
不可

<アメリカ、カナダ、フランス>
30か月齢以下

<オランダ>
12か月齢以下

(2月1日公布・施行)

月齢のさらなる引き上
げは引き続き検討

<特定危険部位(SRM)の範囲>

全月齢の頭部、
せき髄、せき柱、
回腸

・全月齢の回腸、扁桃

(2月1日公布・施行)

輸
入
措
置

国内措置の見直し内容

従前(3/31まで)

食安委の一次答申
(24年10月)

食安委の二次答申
(未定)

＜BSE検査対象＞※検査をすれば食べることは可能

20か月齢超

30か月齢超

30か月＋ α

2月1日公布、4月1日施行

＜特定危険部位(SRM)の除去の対象＞

※特定危険部位にはBSEの原因となる異常プリオンたん白質がたまりやすい

全月齢の頭部、
せき髄、せき柱、回腸

・30か月齢超の頭部
(扁桃除く)、せき髄、
せき柱
・全月齢の回腸、扁桃

2月1日公布、4月1日施行
(せき柱は、2月1日公布・施行)

国産牛の検査費用の補助(21か月齢以上)については、本年4月の段階では継続することとし、食品安全委員会の2次答申の際に見直す。

※ 5月下旬の OIE総会において「無視できるリスク」の国に承認される見込み

国内措置

■ 各国のBSE検査体制

	日 本		米 国	カナダ	E U	O I E 基準
	現行	改正後 (4/1以降)				
食肉検査	20ヶ月齢超 これまで1340万頭程度実施 (平成24年9月末現在)	30ヶ月齢超	-	-	72ヶ月齢超(注3) ※ブルガリア、ルーマニアについては、30ヶ月齢を超える健康牛の検査を実施	- (注4)
発生状況調査 (注1) (高リスク牛 (注2))	24ヶ月齢以上の死亡牛等 これまで89万頭程度実施 (平成24年9月末現在)	24ヶ月齢以上の死亡牛等	30ヶ月齢以上の高リスク牛の一部	30ヶ月齢超の高リスク牛の一部	48ヶ月齢超の高リスク牛 ※24ヶ月齢を超える牛の検査を実施している国あり	30ヶ月齢以上の高リスク牛の一部

(注1) B S E の発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

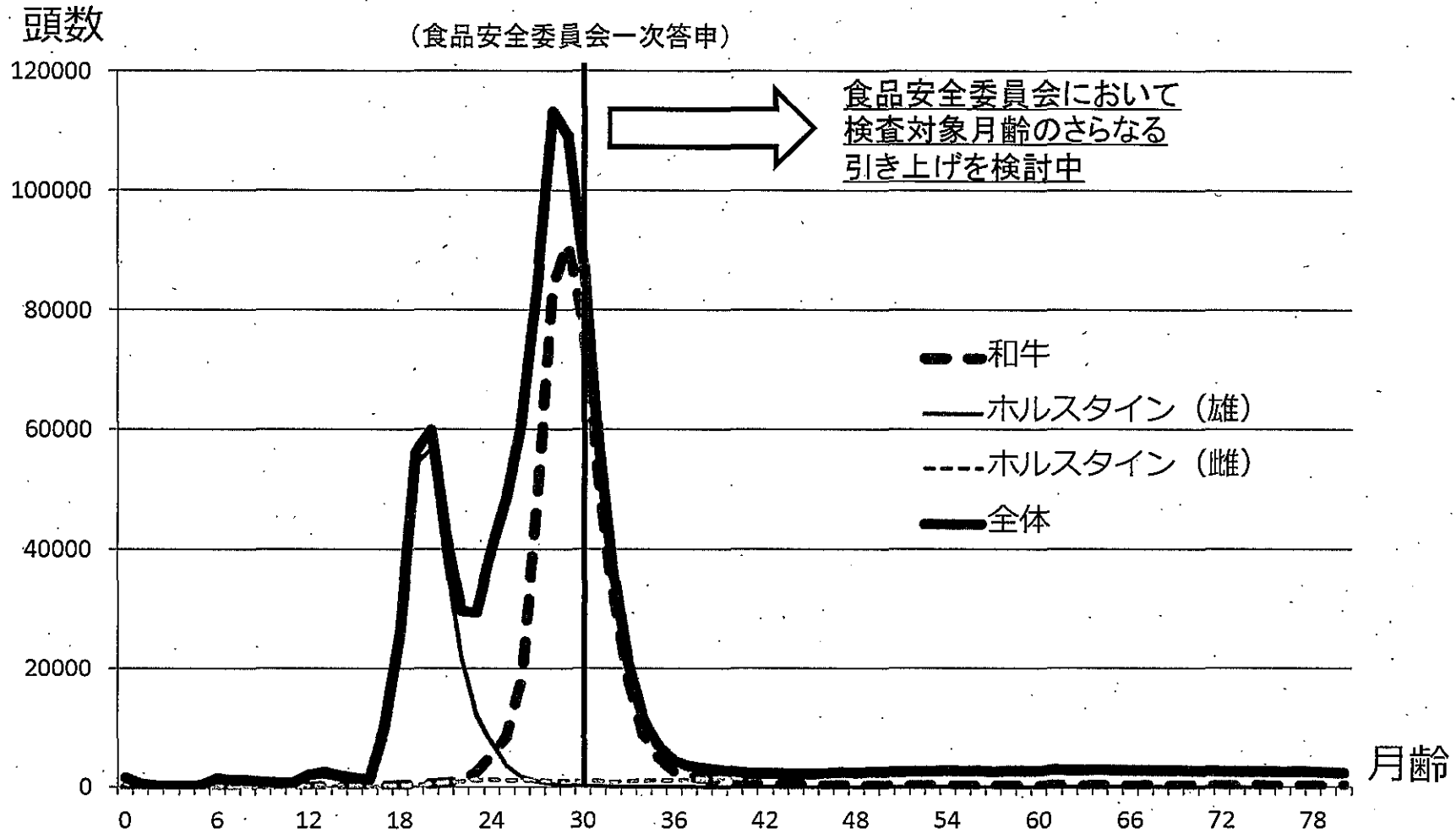
(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) 欧州委員会は、本年2月下旬～3月上旬以降、加盟国（ブルガリア及びルーマニアを除く）の判断により健康牛のB S E 検査を廃止することが可能としている。

(注4) O I E 基準では、B S E スクリーニング検査の実施を求めている。

月齢別と畜頭数（平成23年度）

（食品安全委員会一次答申）



（備考）一次答申による牛の検査対象割合の変化

20か月齢以下: 14.4% → 30か月齢以下: 61.5%
20か月齢超: 85.6% → 30か月齢超: 38.5%

全頭検査の見直しについて

- 科学的な見地から安全との判断が出されているにもかかわらず、公費により全頭検査を継続することは、
 - ・「検査をしていない牛肉は危険である」という誤ったメッセージにつながるおそれがある。
 - ・一部の自治体が全頭検査を継続した場合、市場に、検査実施と検査未実施の牛肉が混在することとなり混乱をまねくおそれがある。
- こうした混乱を防ぐため、食品安全委員会の2次答申を受けた検査対象月齢の見直しが行われるまでには、全自治体で全頭検査を見直すことが必要と考えているので、準備を進めていただくようお願いする。

食安発0201第5号

平成25年2月1日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令並びに食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）並びに食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第14号）が本日公布され、これによりと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、と畜場における牛海綿状脳症（BSE）検査費用の補助（21か月齢以上）については、改正省令が施行される本年4月の段階では継続するが、今後予定されているBSE検査の対象月齢の引上げに係る食品安全委員会の2次答申の際に見直すこととしているので、御了知ありたい。

記

第1 改正の概要

BSE症対策を開始して10年以上が経過し、国内外のリスクが大きく低下してきた。こうした状況を踏まえ、食品安全委員会の評価に基づき、と畜場

における牛の特定部位（頭部（舌及び^{ヒレ}頬肉を除く。）、脊髄及び回腸遠位部）の取扱い及びBSE検査の対象月齢並びに牛の脊柱の取扱いについて改正するものである。

第2 改正の内容

1 と畜場法施行規則関係

- (1) 別表第一に掲げる部分から、月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。以下同じ。）の頭部（扁桃を除く。）及び脊髄を除外したこと。（第3条、第7条関係）
- (2) BSE検査の対象となる牛等の分別管理についての規定を追加したこと。（第3条第1項第10号関係）
- (3) 月齢が30月以下の牛の頭部（舌及び^{ヒレ}頬肉を除く。）及び脊髄並びにこれらを含むものを食用に供する場合の区分や汚染防止の規定を追加したこと。（第3条第1項第11号、第7条第1項第5号へ及び第7条第1項第15号関係）
- (4) 別表第一に掲げる部分と区分されていないその他の部分についても、焼却することとしたこと。（第3条第1項第18号イ関係）
- (5) 別表第一に掲げる部分と区分されていないその他の部分による枝肉等の汚染を防止することとしたこと。（第7条第1項第17号関係）
- (6) と畜検査の検査申請書に、月齢、出生の年月日及び個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定するものをいう。）を記載することとしたこと。（第15条第1項第3号関係）

2 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則関係

- (1) BSE検査の対象となる月齢を、30月（出生の年月日から起算して30月を経過した日を除く。）としたこと。（第1条関係）
- (2) 特定部位から、月齢が30月以下の牛の頭部（扁桃を除く。）及び脊髄を除外したこと。（第2条関係）

3 食品、添加物等の規格基準関係

食品を製造、加工又は調理する場合は、BSEの発生国又は発生地域において飼養された牛（以下「特定牛」という。）の脊柱を原材料として使用してはならないとしていたが、以下のような改正を行ったこと。

- (1) 特定牛の定義から、食品健康影響評価を踏まえ、食肉の加工に係る

安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された月齢が30月以下の牛を除いたこと。

- (2) 除去しなければならない脊柱の定義から、頸椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起及び正中仙骨稜を除いたこと。
- (3) 脊柱の定義に背根神経節が含まれることを改めて明示したこと。

第3 施行及び適用期日

- 1 と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則関係
平成25年4月1日から施行されるものであること。
- 2 食品、添加物等の規格基準関係
公布日から適用されるものであること。

第4 運用上の注意

- 1 と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則関係
 - (1) と畜場における分別管理等については、別途通知するガイドラインによること。
 - (2) 分別管理の実施主体となると畜場の設置者、管理者及びと畜業者並びにこれに協力する荷受業者、内臓業者、仲卸し業者等関係者に対し、改正内容及び今後必要となる分別管理について、周知徹底を行うこと。
- 2 食品、添加物等の規格基準関係
 - (1) 牛海綿状脳症の発生国又は発生地域に該当する国又は地域は、国又は地域内におけるBSEの発生を国際獣疫事務局(OIE)へ報告した国又は地域であること。
(参考 本年2月1日時点では以下のとおり)
アイルランド、アメリカ合衆国、イスラエル国、イタリア共和国、英国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、ギリシャ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スロバキア共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、日本、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
 - (2) 食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価の結果を

踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域は我が国のほか以下のとおりであり、今後、変更が生じた場合は、別途示すこととすること。

アメリカ合衆国、オランダ王国、カナダ、フランス共和国

- (3) 本改正により食品、添加物の規格基準における特定牛及び脊柱の定義が変更されることから、食品、添加物等の規格基準 第2 添加物の部 E 製造基準 4 及び第3 器具及び容器包装の部 F 器具及び容器包装の製造基準 4 に規定されている内容についても同様の取扱いとなること。
- (4) 食用に供する脊柱の分別管理等については、別途通知するガイドラインによること。
- (5) 分別管理の実施主体となる食肉処理業、食肉販売業、脊柱の加工業等関係者に対し、改正内容及び今後必要となる分別管理について、周知徹底を行うこと。

第5 その他

関係通知を以下のとおり改正する。

- (1) 「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成13年2月15日付け食発第41号)
第3を削除する。
- (2) 「と畜場法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成13年10月17日付け食発第308号)
第2の1及び別紙を削除し、第2の2を第2とする。

食安基発 0201 第 3 号
食安監発 0201 第 1 号
平成 25 年 2 月 1 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る
分別管理等のガイドラインについて

と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）の一部が、と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年 2 月 1 日厚生労働省令第 8 号）により、また、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部が、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 25 年 2 月 1 日厚生労働省告示第 14 号）により、本日改正され、その内容については食安発 0201 第 5 号をもって食品安全部長から各都道府県知事等あて通知されたところである。

今般の改正により、牛海綿状脳症（BSE）検査対象月齢が 30 月超に引き上げられ、食品等の安全性確保において食用に供することができない特定危険部位（SRM）から、月齢が 30 月以下の牛の頭部（扁桃を除く。）、脊髓及び脊柱が除外されたことから、とさつ解体における BSE 検査対象牛及びそのとたい、頭部、枝肉、内臓等の分別管理が必要となるとともに、SRM から除外された部位及びこれらの部位を含む枝肉、内臓等を食用に供する場合には、とさつ、解体、分割、細切、保管、販売等の各段階での分別管理を行うことが必要となった。については、別添に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、平成 16 年 1 月 16 日付け食安基発第 0116002 号、食安監発第 0116001 号「牛せき柱の脱骨時の注意事項について」は本通知をもって廃止する。

別添

特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドライン

1 基本事項

(1) 月齢の定義

月齢は、出生の年月日を起算日として、翌月より起算日に相当する日をもって1を加えることとする。ただし、相当する日がないときは、その月の末日をもって加算する。

出生の年月日は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。）に基づく牛個体識別台帳に記載されている出生の年月日とする。

注）月齢が30月以下の牛とは、出生の年月日を起算日として30月目の起算日に相当する日までの牛をいい、その翌日以降の牛は月齢が30月を超える牛となる。例えば、出生の年月日が平成23年1月15日の牛の場合、平成25年7月15日までは月齢が30月以下の牛で、平成25年7月16日以降は月齢が30月を超える牛となる。

上記の方法で月齢が確認できない牛については、月齢が30月を超える牛として取り扱うこと。

(2) 特定危険部位（以下「SRM」という。）

ア と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第1及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）第2条に定める特定部位

イ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1のBの8に定める脊柱（図1、図2）

2 と畜場における分別管理

1 (1) に基づき月齢の確認を行い、①月齢が30月以下の牛、②月齢が30月超の牛に分別して、とさつ、解体を行うこと。月齢が確認できないとたい、頭部、枝肉、内臓等については、30月超として取り扱うこと。

(1) 月齢による分別管理

ア 予め曜日等を定めて、①30月以下、②30月超に分別し、牛のとさつ、解体を行うこと。

イ 同一日に①30月以下の牛、②30月超の牛のとさつ、解体を行う場合、先にとさつ、解体する牛群の最後及び後にとさつ、解体する牛群の最初となる個体をタグ等により識別可能とすること。この場合、とさつ、解体の順番を①の次に②とすることが望ましいが、これにより難しい場合は、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。

ウ ①30月以下の牛と②30月超の牛をとさつ、解体の順番で分別しない場合は、タグ等により①と②を識別可能とすること。この場合、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。

(2) 牛海綿状脳症検査の分別管理

ア 牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）検査の対象ではない牛（以下「検査対象外牛」という。）の頭部、内臓等を、同一日にとさつ、解体さ

れた検査対象牛の検査結果判明前に出荷する場合には、検査対象牛及び検査対象外牛双方の頭部、内臓等にタグ等を付け、識別可能とすること。また、BSE検査中の内臓は、専用の容器に保管し、タグ等により容易に識別可能とすること。

イ BSE検査中の枝肉は、専用の区画を設けて保管することが望ましいが、これにより難しい場合は、タグ等により容易に識別可能とすること。

この場合、枝肉同士が接触しないように保管することが望ましいこと。

ウ 枝肉の出荷に当たっては、牛トレサ法第14条に基づき、個体識別番号の表示等を行うこと。

エ BSE検査が陽性であった場合には、個体管理されていない頭部、枝肉、内臓等を一括して焼却すること。

(3) 特定部位の除去に係る分別管理

ア (1) ウの方法でとさつ、解体を行う場合は、1(1)に基づく月齢が確認できるもの(検査申請書を含む。)により予め月齢確認を行い、月齢が30月以下の牛については、生体段階では頭部及び背中にスプレー等で、とさつ、解体段階では剥皮後のとたい、頭部、枝肉、内臓等にタグ等で、識別可能とすること。

イ 月齢が30月以下の牛の頭部(舌及び頬肉を除く。)を使用する場合は、次によること。

(ア) 月齢が30月以下の牛の頭部の処理は、作業場所により分別して行うことが望ましいこと。これにより難しい場合は、時間などにより分別した上で、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。

(イ) 月齢が30月を超える牛の頭部から、舌及び頬肉以外の部位を除去していないことについて、処理後に、と畜検査員の確認を受けること。

(4) 特定部位の処理については、以下によること。

ア 特定部位の取扱い

特定部位は、周囲を汚染しないように除去し、専用の容器に保管するとともに、と畜検査員の確認を受けて、確実に焼却すること。

イ 脊髓の処理

(ア) 背割りの際、椎孔にある脊髓が損傷された結果、枝肉を汚染するおそれがあること及び椎骨に付着した脊髓が食肉処理工程において、可食部分を汚染するおそれがあることから、背割りの段階で脊髓片の飛散を防ぐとともに、背割り後の枝肉から脊髓を確実に除去すること。

(イ) 背割りに当たっては、脊髓片が飛散しないよう、鋸の歯を洗浄しながら切断し、洗浄水からスクリーンにより脊髓片を回収し、特定部位と同様に保管、焼却すること。また、脊髓鋸は一頭ごとに十分に洗浄消毒を行うこと。

(ウ) 背割り後、脊柱中の脊髓を金属製器具を用いて入念に除去し、高圧水により十分に洗浄すること。また、枝肉の検査の際に、枝肉に

脊髄が付着していないことについて、と畜検査員の確認を受けること。

(エ) 脊髄は軟組織で柔軟性があるため、脊髄の損傷を少なくするため、背割りを正中線から若干ずらした位置で行うことにより、片側の椎骨に脊髄を付着させることが望ましいこと。

(オ) 背割りを行う際は、ゴーグルなどの眼の保護及びマスクを使用すること。

(カ) 洗浄前の枝肉、機械等の汚染の低減のため、背割り前に、脊髄除去を行うことが望ましいこと。

ウ 頭部の処理

口腔内の組織のうち、舌のみを除去した後の頭部には、扁桃が含まれているため、月齢が30月以下の牛の頭部であっても特定部位として取り扱うこと。

エ BSE陽性確認時の対応

特定部位に接触した施設設備、機械器具の消毒は異常プリオンたん白質を不活化する方法で行うこと。また、他の施設設備及び機械器具については入念に洗浄すること。

オ 特定部位の焼却条件

800℃以上で、完全に焼却すること。

(5) 関係者の協力

分別管理は、と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、と畜場の設置者、管理者及びと畜業者が行うこととし、荷受業者、内臓業者、仲卸し業者等関係者はこれに協力すること。

(6) 標準作業書の作成

と畜場の設置者又は管理者は、と畜場法施行規則第3条第24号イに基づき、分別管理を適正かつ計画的に実施するため必要な事項を記載した文書を作成すること。作成に当たっては、と畜検査員の助言を受けること。作成した最新の標準作業書を食肉衛生検査所等に提出すること。

3. 食肉処理業、食肉販売業、脊柱の加工業等における分別管理

月齢が30月以下の牛に由来する脊柱を使用する場合（脊柱を含む部分肉を食用に供する場合など、脊柱を食品等の原材料として使用する場合をいう。以下同じ。）には、工程、タグ等により脊柱を月齢によって分別して管理すること。月齢が30月以下の牛に由来する脊柱であることが確認できない場合又は分別管理を行わない場合は、月齢が30月を超える牛に由来する脊柱として取り扱うこと。

(1) 月齢が30月以下の牛に由来する脊柱の処理は、作業場所により分別して行うことが望ましいこと。これにより難しい場合は、時間などにより分別した上で、必要に応じ、交差汚染を防止できるような管理を行うこと。

(2) 脊柱を除去する際に、個体識別番号により1(1)に基づき月齢を確認すること。脊柱等（脊柱を細切、粉碎、乾燥したもの等、脊柱を簡易に加工したものを含む。以下同じ。）を出荷する際には、月齢が30月以下の牛

に由来することが確認できる荷送状等（個体識別番号又は輸入牛であることが確認できるものに限る。以下「荷送状等」という。）を脊柱等に添付して出荷することとし、業者間で取引する場合についても、同様の荷送状の添付を行うこと。

脊柱を含む部分肉を出荷する際には、牛トレサ法第15条に基づき、個体識別番号の表示等を行うこと。

- (3) 月齢が30月以下の牛に由来する脊柱等を仕入れる場合は、荷送状等により月齢を確認すること。
- (4) 出荷及び仕入れに関する記録（出荷及び仕入れの年月日、出荷先及び仕入れの名称及び所在地、個体識別番号等）については、出荷及び仕入れの日から3年間保存すること。
- (5) 荷送状等が添付されていないなど、月齢が30月以下の牛に由来することが確認できない脊柱等については、一般消費者に販売しないこと。
- (6) 輸入牛の脊柱を使用する場合は、衛生証明書及び伝票に基づき、輸入牛であることを確認すること。輸入牛であることが確認できた場合には、月齢が30月以下の国産牛と同様に取り扱うこと。
- (7) SRMの処理については、以下によること。
 - ア 脊柱を電動ノコギリで除去（脱骨）する場合には、背根神経節を破壊しないように注意すること（図3）。
 - イ 仙骨部分の背根神経節は仙骨腹側面の脂肪層に位置するため、仙骨腹側面に付着する脂肪層をナイフ等を用いて削り取る等の処置は行わないこと（図4、図5）。
 - ウ 牛の脊柱とこれが付着した肉を、骨とともに機械的にミンチ又は細切する方法による食肉処理は行わないこと。
 - エ 脊柱の処分については、廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）に基づき、「廃棄物となった牛のせき柱の取扱いについて」（平成16年3月31日付環廃対発04331007・環廃産発040331007 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、同産業廃棄物課長連名通知）により適切に行うこと。

4 都道府県等による検証

(1) と畜場

と畜場の設置者又は管理者が標準作業書を作成する際には、適切な助言を行うこと。作成された最新の標準作業書の提出を受けるとともに、その標準作業書に沿った分別管理が実施されていることを確認すること。

(2) 食肉処理業、食肉販売業、脊柱の加工業者等

食肉処理業等の監視指導を行う際には、分別管理が適切に行われていること及び脊柱が適切に除去されていることを確認すること。

(参考)

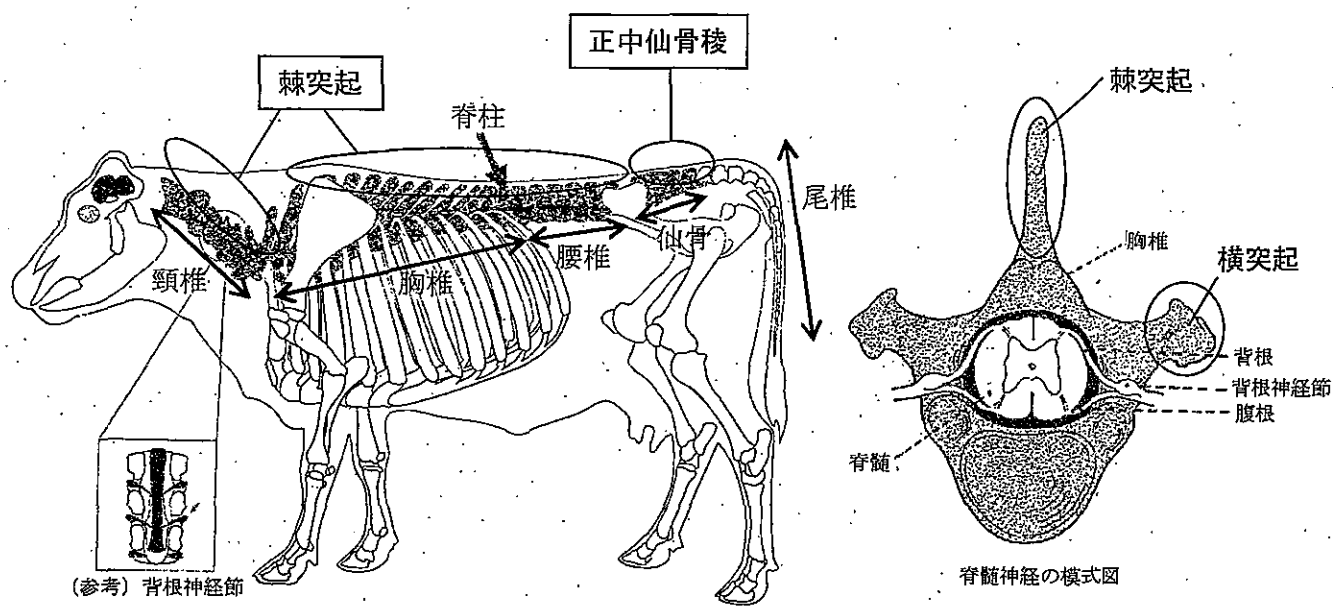


図1. 脊柱(背面)

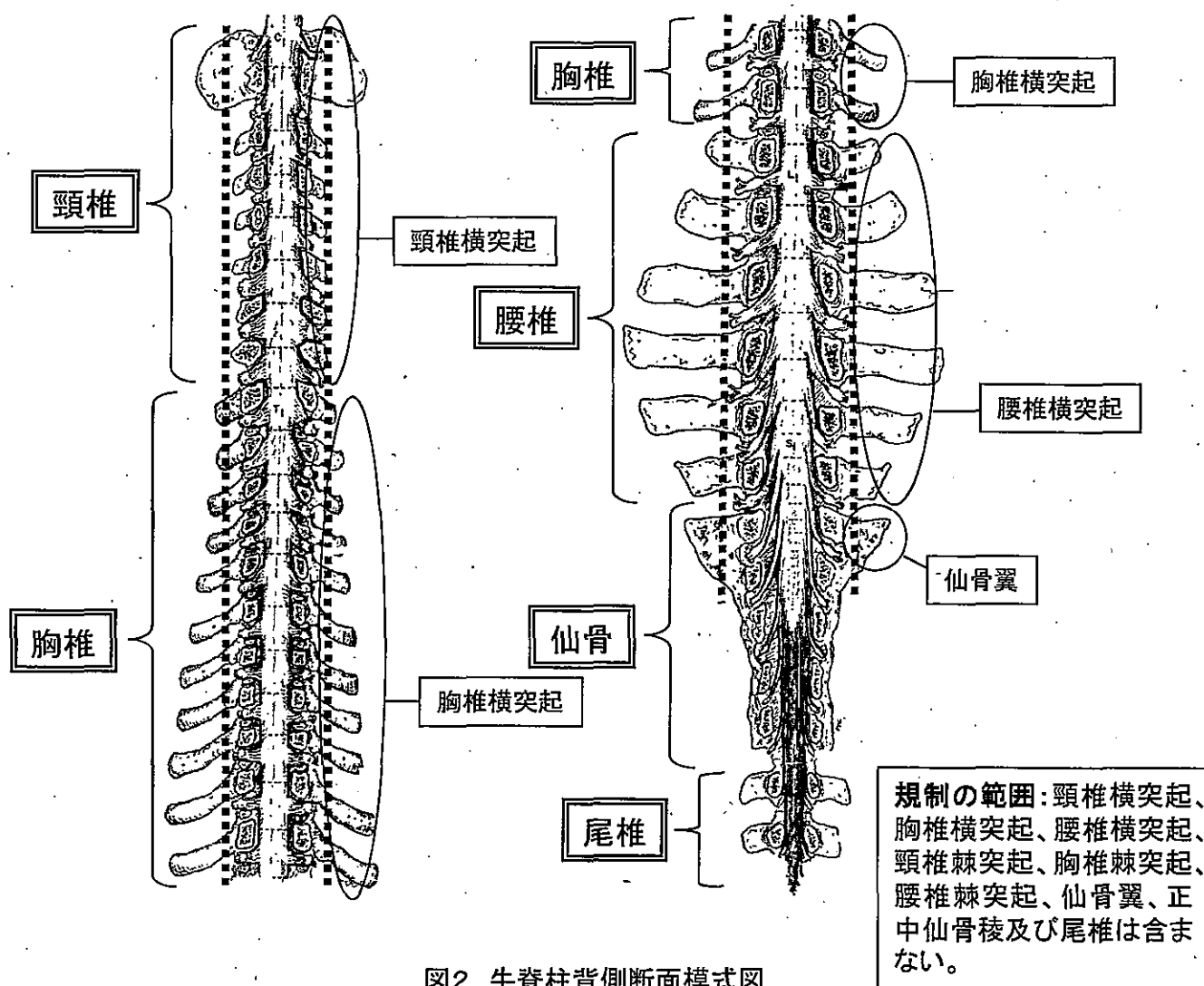


図2. 牛脊柱背側断面模式図

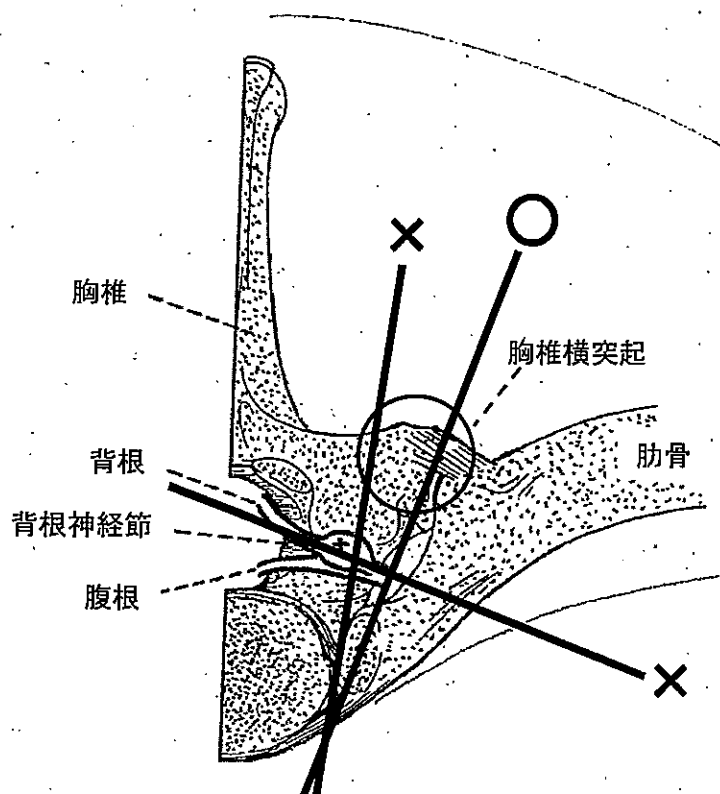


図3. 胸椎と肋骨連結部位の模式図

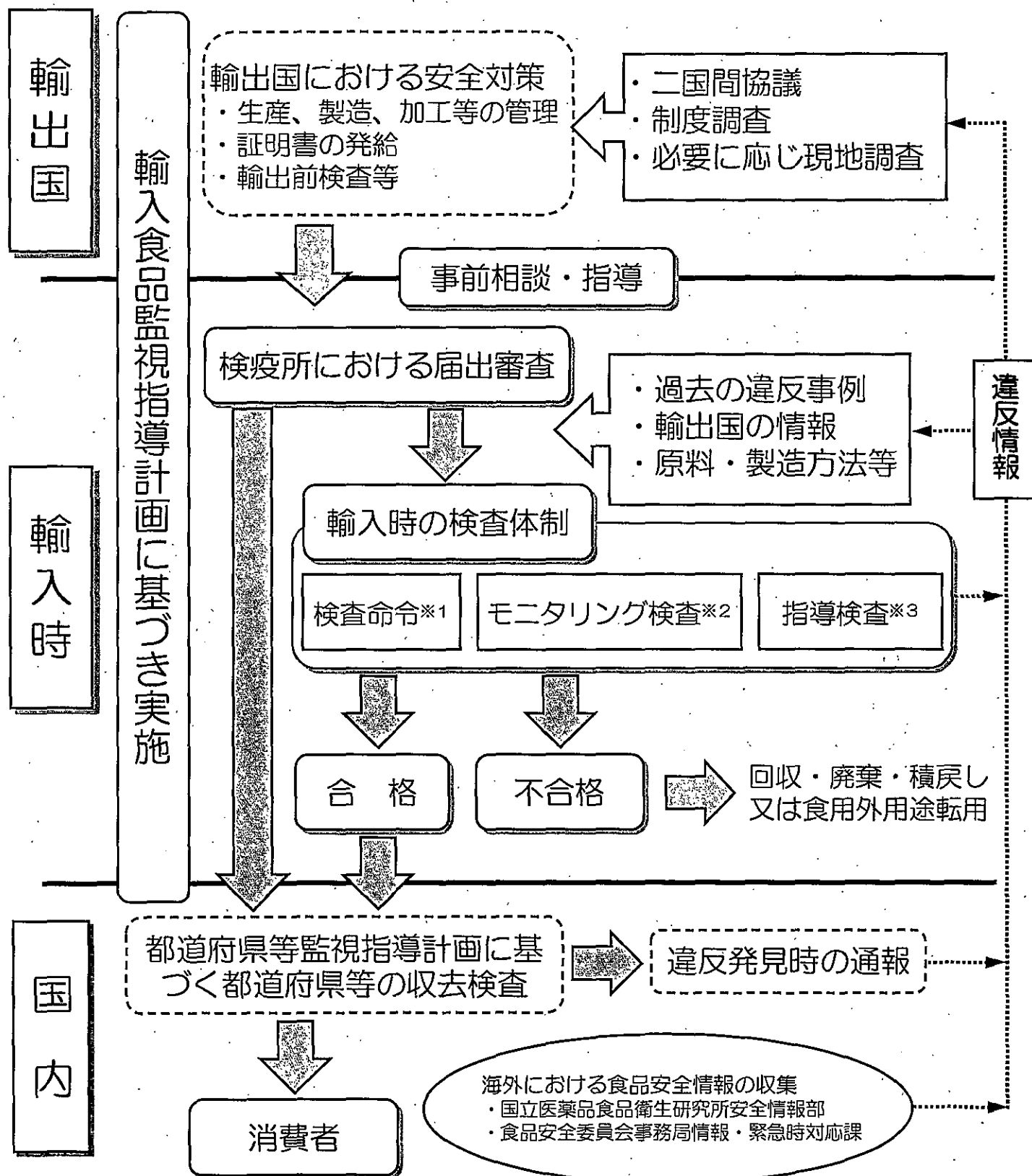


図4. 仙骨(腹側面)



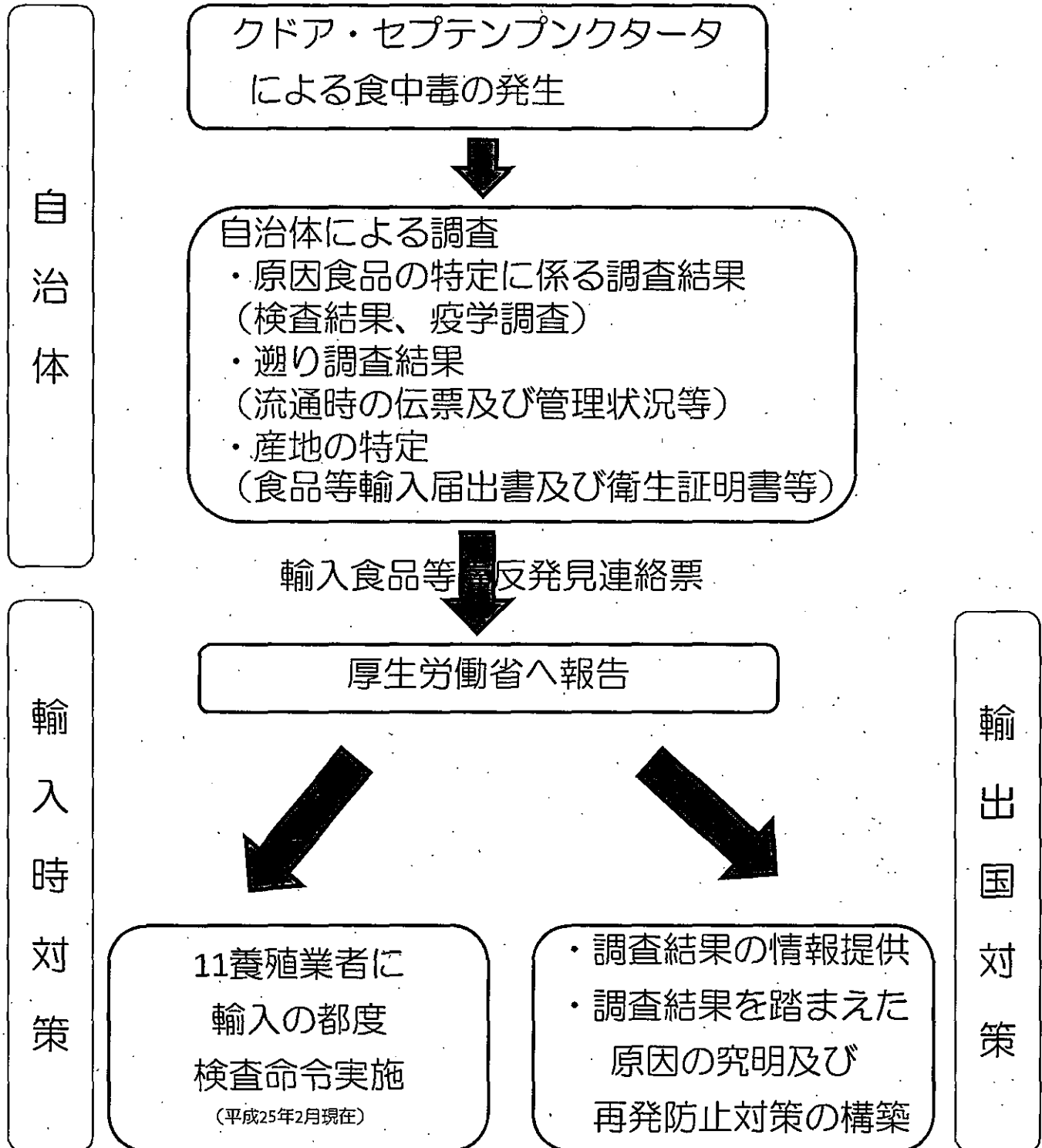
図5. 仙骨部の背根神経節

輸入食品の監視体制等の概要



- ※1：違反の蓋然性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査
- ※2：食品の種類毎に輸入量、違反率、危害度等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査
- ※3：輸入者の自主的衛生管理の一環として、初回輸入時等に、当該輸入食品等が法に適合していることを確認するために行う検査指導

輸入ヒラメによる食中毒発生事例の対応について



※検査命令後の輸入実績は0件である。

(別添)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare.

問合せ先：

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2495, 2496, 2498)

平成 24 年度 輸入食品監視指導計画監視結果

中間報告

平成 24 年 12 月
厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成24年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）

1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成24年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

今般、平成24年4月から9月の間に計画に基づいて実施した輸入食品等に係る監視指導の実施状況の概要について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

